



住民保険課 保険年金係からのお知らせ ☎76-1366

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証は7月中に送付します

現在、交付している被保険者証の有効期限は、7月31日(土)までとなっています。
新しい被保険者証は、7月中に「簡易書留郵便」で送付します。
8月以降、病院や薬局などの医療機関にかかるときは、新しい被保険者証をご使用ください。

国民健康保険被保険者証

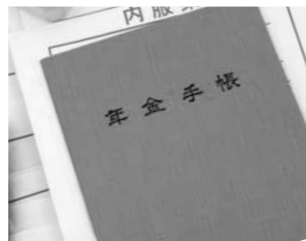
- ・世帯主あてに加入者全員分の被保険者証をまとめて送付します
- ・被保険者証は青色です

後期高齢者医療被保険者証

- ・加入者一人ひとりに送付します
- ・被保険者証は青色です

7月から令和3年度の国民年金保険料免除申請の受付が始まります

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難な場合、申請して承認されると保険料が免除されます。未納のままにせず、保険料免除制度をご利用ください。



【制度について】

1. 本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。
2. 天災や失業などの理由による申請もできます。(特例免除)
3. 原則、申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年の申請手続きを省略することができます。
4. 納付猶予となった期間は、年金額に反映されません。

【申請方法】

◎申請場所

住民保険課 保険年金係
熊谷年金事務所

◎持参するもの

- ①年金手帳
- ②失業したかたは雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し
- ③学生の場合は学生証(コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には表面と裏面両方のコピー)または在学証明書

【免除の対象となる所得の目安】

免除の種類	所得基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

申請はお早めに

申請が遅れると、申請前に生じた事故や病気による障害・死亡のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

8月から介護保険の「利用者負担段階」と「自己負担額」が変更になります

介護保険制度の改正に伴い、「利用者負担段階」が細分化され、「預貯金などの資産要件」が変更になります。併せて、「居住費」や「食費」の自己負担額も変更になります。介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)の入所者やショートステイの利用者が一定の要件を満たし申請をすることで、自己負担額を軽減することができます。この制度を『介護保険負担限度額認定』と言います。『介護保険負担限度額認定』は、下表のとおり世帯の収入・所得状況や本人および配偶者の預貯金などの資産要件により判定します。

●改正後の要件

改正された部分

利用者負担段階	対象となる収入・所得	預貯金などの資産要件
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下のかた	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下のかた	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超のかた	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

●改正後の自己負担額

改正された部分

利用者負担段階	居住費(日額)				食費(日額)	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養等)	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

介護保険負担限度額認定の申請(更新)をお忘れなく!

制度の有効期限は毎年7月末となっています。8月から引き続き利用する場合は、更新の申請手続きが必要です。新規のかたの申請は、随時受け付けています。

【対象者】

- ①世帯全員の住民税が非課税(別世帯の配偶者も含む)で、収入・所得が基準額以下のかた
- ②預貯金などの資産要件が基準額以下のかた

【必要なもの】

- ①預貯金通帳(普通・定期)の写し(最後に記帳してから2か月以内のもの)
- ②価額評価が安易なもの(有価証券、投資信託、金銀など)の資産評価できる書類
- ③印鑑(朱肉を使うもの)

※配偶者がいる場合は、配偶者の上記資産の写しも必要

問合せ＝住民保険課 介護保険係 ☎76-1366